

新公益法人制度における法人事業税・県民税 及び特別法人事業税の取扱い

平成20年12月1日より、従来の社団法人・財団法人及び中間法人は廃止され、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人が創設されました。

新公益法人制度における法人事業税・県民税及び特別法人事業税の取扱いは、以下のとおりです。

◇法人事業税・県民税及び特別法人事業税の課税について

区 分		法人事業税及び 特別法人事業税※	法人県民税	
			法人税割	均等割
公益社団法人 公益財団法人		収益事業により生じた 所得に課税 (公益目的事業は収益事業 から除外)	収益事業に係る 法人税額に課税 (公益目的事業は収 益事業から除外)	最低税率(年21,000円)注 (博物館の設置・学術研究を目的とする法人 が、収益事業を行わない場合は非課税)
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	収益事業により生じた 所得に課税	収益事業に係る 法人税額に課税	最低税率(年21,000円)注
	非営利型法人 以外の法人	全所得に課税	全所得に係る法 人税額に課税	最低税率(年21,000円)注
特例民法法人 (従来の社団法人・財団法人で 上記法人への移行の登記を 行っていない法人)		収益事業により生じた 所得に課税	収益事業に係る 法人税額に課税	最低税率(年21,000円)注 (博物館の設置・学術研究を目的とする法人が、 収益事業を行わない場合は非課税)

注)平成24年3月31日までに終了する事業年度については、20,000円となります。

※特別法人事業税は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

令和元年9月30日までに開始する事業年度については、地方法人特別税が適用されます。

◇山梨県における均等割の課税免除について

均等割の課税免除対象は、**収益事業を行わない公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人で知事が認めるもの**に限ります。

均等割の課税免除を受けるためには、**申請手続きが必要**となります。

具体的な手続きについては、山梨県総合県税事務所へお尋ね下さい。

※ご注意下さい!!※

一般社団法人・一般財団法人は、非営利型法人であっても免除の対象となりません。

◇設立・変更等届出書について

法人の設立の場合、名称・法人の区分が変更となった場合は「法人の設立・変更等の届出書」を山梨県総合県税事務所へ提出してください。

[提出書類について]

- 設立・・・履歴事項全部証明書の写し、定款
- 名称・法人の区分の変更・・・履歴事項全部証明書の写し

◇書類の提出、お問い合わせ先

〒406-8601 山梨県笛吹市石和町広瀬785
山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL055-261-9116